

# 東日本大震災への労務実務対策

社会保険労務士 晃  
本 領  
(有)人事・労務 代表取締役  
矢 萩 大 輔

また、今回の震災に関しての業務災害又は通勤災害の考え方について以下の通り発表されております。

## ①業務災害

業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合にあつては、危険環境下の業務に伴う災害が現実化したものとして業務災害として差し支えないとします。

## ②通勤災害

厚生労働省は、今回の地震により事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ賃金を受け付ることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給できると発表しました。これにより、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない場合は、実際に離職していなくても失業手当を受給できるようになりました。

なお、業務災害、通勤災害と認められるかどうかは個別の案件の発生状況などにより判断されますが、被災地においては、健康保険で治療を受けその後に、労災保険の手続きをするかどうか検討された方がよいと思います。

## ③労災保険について

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000169p5i/mg/2r98520000169qm.pdf

## ④労災保険について

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000169p5i/mg/2r98520000169qm.pdf

## ●被災され負傷された従業員への対応

### ①社会保険について

今回の震災において厚生労働省は、被災者が医療保険証を提示しなくても、保険扱いで医療機関を受診できるようになると発表しました。これにより、被災地の住民であつた方は、氏名や生年月日などを申し出れば、全国どこでも保険証なしで、医療機関で治療を受けることが出来ます。(詳細は受診する医療機関にお問い合わせ下さい)

厚生労働省は、国民健康保険を運営する市町村などの判断で、窓口負担金の減免や納付猶予ができるようになると発表しました。これにより、被災地域の住民の方が、定められた手続きを行うことにより、医療機関で治療を受けた場合であつても、自己負担分が少なくて済んだり、微

収される」とが猶予されるようになりました。

### ③厚生労働省は、健康保険

により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について健康保険組合等に連絡したと発表しました。(これにより、②同様、地域の住民の方が、定められた手続きを行うことにより、自己負担分が少なくて済んだり、徴収されることが猶予されるようになりました。)

詳細はこちらを参考

ご参照ください。

毎月の保険料の納付期限の延長が認められるようになります。

詳細についてはこちらを

ご参照ください。

被保険者等が納めるべき

地事業主、船舶所有者、

被保険者等が納めるべき

毎月の保険料の納付期限の延長が認められるようになります。

詳細についてはこちらを

ご

地以外のハローワークでも、

失業手当を受給できるようになります。

「参考ください」を

<http://www.roudoukyoku.g0.jp/topics/2011/20110322-tokurei.pdf>

④失業の不安や雇用の維持

など、被災中の様々な仕事に関する相談に対応するため、特別相談窓口がハローワークの各拠点に設置されました。

前述の①、②に該当する場合は、事業所再開までの間、休業している方に雇用保険の失業手当を受給してもらうということも検討材料になると思

ます。ただし、特例措置を適用するためには定められた手続きを行わなければなりませんので、事前に特例措置について手続きの方法や要件を確認すべきと思われます。

## ●内定者への対応

今回の震災により、予定していた新卒採用などが困難になる会社も出てくるものと思われます。内定者の法律上の取り扱いは、原則として会社が正式に内定を正式に出している

場合、そこには「労働契約」が成立しており、会社側から的一方的な内定取り消しはできません。

ただし、例外として過去の判例において、以下のようない合理的な理由があれば内定取り消しが認められています。

①「卒業したら採用する」「

の資格が取れれば採用する」といった条件付の内定だつたが、その条件を満たされなかつた場合

②採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

③重大な不適格事由の発生した場合(犯罪行為による逮捕、起訴など)

④採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

⑤重大な不適格事由の発生した場合(犯罪行為による逮捕、起訴など)

例えば、今回地震により、予定していた大学の卒業ができなかつたというような場合は①にあたる可能性があります。

ただし、地震の影響での会社の業績悪化や規模の縮小による内定取り消しは、会社側の一方的な「労働契約の解除」になつてしまします。

## ●長期休業者への対応

者に説明する義務があります。

災害発生時の長期休業者の対応ですが、会社で明確に長期休職などについてあらかじめ定めておく必要があります。阪神大震災でも、社員が長期の休職をした場合の明確な基準を定めていかなければ内定取り消しが認められます。

ただし、例外として過去の判例において、以下のようない合理的な理由があれば内定取り消しが認められています。

①「卒業したら採用する」「

の資格が取れれば採用する」といった条件付の内定だつたが、その条件を満たされなかつた場合

②採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

③重大な不適格事由の発生した場合(犯罪行為による逮捕、起訴など)

④採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

⑤重大な不適格事由の発生した場合(犯罪行為による逮捕、起訴など)

⑥採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

⑦採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

⑧採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

⑨採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

⑩採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

⑪採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合(例えば健

康異常の発生など)

全社員に発信して、会社が通常の状態に戻つたことを伝えます。

●休職期間をスタートさせる(非常事態解除宣言の日より)

通常の状態に戻つた日から就業規則や休職規定の定期的に従つて従業員の欠勤日数

や休職期間のカウントを開始するようになります。就業規則や休職規定などで、あらかじめ休職について定めてあることが前提になりますが、通常の状態に戻つた日を

欠勤や休職の起算日とする

ことで、長期休業をしている

社員に対して、期限を設定

することができる。

●休職期間満了が近づいた社員への告知

休職期間に入つたら休職

期間中の途中や休職期間満了の1ヶ月前に長期休業中の

休職期間に入つたら休職

期間中の途中や休職期間満了の1ヶ月前に長期休業中の

休職期間に入つたら休職

期間中の途中や休職期間満了の1ヶ月前に長期休業中の

休職期間に入つたら休職

期間中の途中や休職期間満了の1ヶ月前に長期休業中の

休職期間に入つたら休職

期間中の途中や休職期間満了の1ヶ月前に長期休業中の

休職期間に入つたら休職

期間中の途中や休職期間満了の1ヶ月前に長期休業中の

休職期間に入つたら休職

●休職期間満了

特別な事由がある場合は、休職期間を延長することもあります。

重要なのは、不公平がないよう

に就業規則にそつて取り扱うということです。また延長の期間も明確に再設定しておく必要があります。

「非常事態解除宣言」を発信し、通常の状態に戻つた日を定めることにより、欠勤や休職の起算日を定めることができます。今回のような大災害では、被害にあつた方とそうでない方とのギャップが徐々に大きくなり、いつの時点をもつて平常にもどつたと宣言するかは非常に悩ましいところになります。

ただし、いつまでも非常事態体制をとるわけにもいきません。勤務時間が通常の所定時間にも戻つたタイミングがひとつ区切りと考えることもできるでしょう。

いずれにしても、休職期間に入った社員とは、まことに連絡を取り、会社との認識に違いがおきないように、しっかりとコミュニケーションをとつてお好みが重要です。

●甚大な震災のため時々刻々と法令・通達が相次いでいます。

最新情報は執筆者サイトを「見下さ」。社会保険労務士本領晃 <http://www.shugyo-kisoku.com/>

(有)人事・労務 代表取締役 矢萩大輔 <http://www.jinji-roumu.com/>